

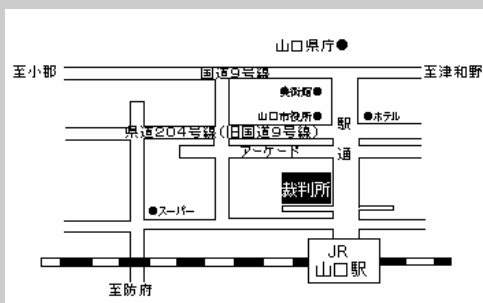
COURT やまぐち



～主な記事の内容～

- 人物紹介
- 支部紹介(下関支部)
- 裁判員制度について
- 裁判所手続案内(地裁民事)
- 裁判所手続案内(家裁)
- 法の日週間行事
- 裁判員制度フォーラムin山口
- 裁判所豆知識

山口地方裁判所
山口家庭裁判所
山口簡易裁判所
山口検察審査会



〒753-0048
山口市駅通り1-6-1
Tel(083)-922-1330(代)
ホームページアドレス
<http://www.courts.go.jp>

人物紹介 家裁裁判官

裁判官の右田晃一です。同じく裁判官の武智舞子です。私たちは、地方裁判所の民事・刑事事件のほかに、家庭裁判所の事件も担当しています。

家庭裁判所って、 どんなところ？

離婚や相続などに関する家庭内の紛争、非行を犯した少年の事件を扱っています。その中で、紛争や非行の背後にある原因を探り、家庭内の問題の円満解決、非行少年の更生といった将来を展望した解決を図ることが私たちを含めた家庭裁判所の職員の仕事です。



(写真左より右田晃一裁判官、野中百合子裁判官、山本武久所長、武智舞子裁判官)

裁判官の野中百合子です。

本年4月に山口家裁に転勤して参りました。家事事件と少年事件を担当しております。

大学時代、調停制度に関心を持ったのが、裁判官になった動機の一つです。実際に家事調停事件に携わり、調停制度の素晴らしさを実感しております。

家事調停での事件解決を大切に、また、少年の健全育成のため、日々精進したいと思っております。

山口家裁所長の山本武久です。

所長としての仕事(司法行政と言います)及び、裁判官として家事事件と少年事件を担当しています。

司法制度改革の進む中、国民の皆様のニーズに応えられるよう努力しております。

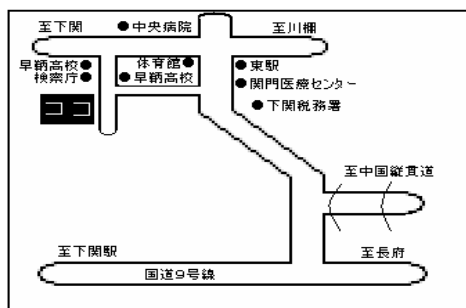
下関支部 紹介

下関は山口県の西端に位置し、古くから本州と九州を結ぶ交通の要衝として栄え、歴史上何度も脚光を浴びた地で、多くの史跡が残っています。また、朝鮮半島との繋がりも深く、釜山との航路等を通じて人や物の行き来が活発です。特産品として有名なのは「ふぐ」で、味覚はもちろんのこと、南風泊(はえどまり)漁港での競り風景は風物詩となっています。

下関の裁判所はJR下関駅からバスで15分ほどの下関市上田中町に所在し、周辺には各種の学校施設や、競技場、体育館、図書館など文教施設が点在しています。小高い丘の中腹に位置し、南方に開けているため、関門海峡を通過する船の汽笛が聞こえ、関門橋や門司の街並みを望むこともできます。春には敷地内の桜が見事に咲き誇り、正門付近を行き交う人々の目を楽しませてくれます。



庁舎は大きく地裁棟と家裁棟に分かれ、山口地方・家庭裁判所下関支部、下関簡易裁判所、下関検察審査会が設置されています。管轄区域はいわゆる「大下関市」であり、旧下関市と平成17年2月に合併した旧豊浦郡4町(豊浦町、菊川町、豊田町、豊北町)を併せた地域です。人口にして約30万、造船を始め高度経済成長期を支えた重厚長大産業が盛んだった期間も長く、県内の経済活動の拠点であることから、係属する事件も多種多様です。



6人の裁判官を始め60名余の職員が適正で迅速な裁判を目指して努力を続けています。広報の面では1年を通して裁判所見学の申し込みも多く、中学、高校、大学、社会人と団体の要望に合わせて説明内容を工夫しています。中でも、実際の法廷を使っての模擬裁判や裁判官からの講話は好評です。これからも市民の皆様にとって利用しやすく、頼りになる裁判所を目指します。裁判所見学の申込みは、下関支部庶務課庶務係までお問い合わせください。

〒750-8507

下関市上田中町8丁目2番2号

TEL (0832) 22-4076 (代表)



連載「裁判員-もしあなたが選ばれたら-」



第1章 K, 裁判員に選ばれる

2009年X月X日, 裁判所から一通の封筒が届いた。封筒を開けるとその中には「呼出状」が・・・そこには、
「あなたは、この度、裁判員候補者に選ばれました。〇月〇日〇時にY地方裁判所に来てください。」(*1)と書かれていた。

そういえば昨年末, 裁判員候補者名簿に載ったという通知が来ていたが, まさか実際に裁判所に呼び出されるとは思ってもみなかった。

「裁判員か・・・しかし、何で私なんだ・・・」

Kは, 仕事も忙しいし, そもそも人を裁く自信もない。裁判所に出て行くのはあまり乗り気ではなかった。

しかし, まだ裁判員と決まったわけではない。まず, 選任手続があるようだ。国民の義務というのを聞いたことがあるし, 取り敢えず裁判所に出て行くことにした。(*2)

〇月〇日, 裁判所に出て行くと, 裁判員は原則6人でいいはずだが, どう見ても50人は集まっていた。さすがにくじで選ばれたというだけあって年齢も職業もばらばらのようだ。(*3)

最初に, 候補者全員に対して裁判員制度の説明等があり, その後, 個別に選任手続が始まった。一人ずつ呼ばれて裁判長から質問を受けることになった。(*4)

「どうしても裁判員になれない特別の事情がありますか。」

「仕事が忙しいので裁判員は無理です。それに私は法律など全然知りませんし, 人を裁くのは荷が重すぎます。」

「仕事が忙しいというだけでは辞退事由にはなりません。また, そもそも裁判員制度は, Kさんのような普通の国民の意識を裁判に反映させるための制度なのです。裁判をもっと国民に身近でわかりやすいものにし, より信頼してもらえるものになるようにKさんにも是非参加してもらいたいのですが・・・。」(*5)

Kは, 裁判長の話を聞くうちに, せっかくだし裁判員をやってもいいと思い始めていた。全ての候補者に対する質問が終了した。しばらくして, 選任決定があった。

「〇〇番・・・」Kの番号が呼び上げられた。Kは最終の6人に残った。

その後, 裁判長から, 裁判員の権限及び義務のほか刑事裁判の一般的な流れなどの説明があり, 最後に, 法令に従って公平誠実にその職務を行うことを宣誓した。この日, Kは裁判員となった。

(つづく)



K様
〇月〇日に
Y地方裁判所に
来てください。



* 1

裁判所から, 突然, 「あなたは裁判員に選任されました。」という通知が来るわけではありません。まず選挙権がある人の中からくじで裁判員候補者名簿を作り(名簿に載った人には通知があります。), 次に具体的な事件ごとくじで候補者を選び, さらにそれらの人に裁判所に来てもらって選任手続を行います。



* 2

正当な理由がないのに出頭しないと過料という制裁を受ける場合があります。

* 3

仮に, 山口地裁における裁判員制度対象事件が年間30件(平成15年は38件, 平成16年度は23件ありました。)とすると, 1事件につき50~100人の候補者を呼び出すと仮定すれば, 年間1500~3000人の候補者に裁判所に来ていただくことになります。



* 4

裁判員になれない理由がないかどうか, 辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。その結果, 候補者から除外される場合もあります。質問票による回答を求められることもあります。

* 5



あなた一人で裁くではありません。裁判官と裁判員がチームで議論し, 結論を出せばいいのです。また, 必要な法律知識等は裁判官が丁寧に説明します。裁判は数日で終わります。



司法は「公共の空間」を支える柱

「私の視点, 私の感覚, 私の言葉で参加します」

裁判所の競売物件について



裁判所では、金融機関等からの申立てによって、不動産の売却（不動産競売手続）も行っています。ここでは、競売物件（競売手続の対象となる不動産）の買受方法を紹介します。

Q 競売物件の情報は、どのように調べたらよいのですか？

A 山口地方裁判所では、売却実施を予定している競売物件の概略を、インターネットで公開しているほか（<http://sun.ycbi.ne.jp/yamaguchi-chisai>）、売却実施をする前には、日刊の新聞紙と一緒に配達される情報誌にも掲載します。ただし、これらの情報だけでは不十分です。更に詳しい情報については、売却を実施している裁判所に、次の書類が1セットで備え置かれていますので、これによって情報を収集してみましょう。

現況調査報告書	主に、物件の占有状況（だれが住んでいるのかなど）を調査した報告書です。
評価書	主に、不動産の鑑定価格や公法上（建築基準法など）の制限が記載されている書類です。
公告書	<u>売却基準価額</u> 、 <u>買受可能価額</u> 、 <u>保証金の額</u> 、 <u>入札期間</u> などが記載されている書類です。
物件明細書	主に、買受人（落札者）が引き受けなければならない義務（例えば、マンションの場合は滞納管理費など）が記載された書類です。
その他	不動産登記事項証明書などです。

現況調査報告書と評価書には、物件の写真や、土地の形状、建物の間取図なども添付されています。

売却基準価額、買受可能価額、保証金の額は、どのように違うのかな？



はい。お答えします。

売却基準価額は、現況調査報告書、評価書、物件明細書を総合判断して、裁判所が競売物件として売却するのに相当と定めた額です。

買受可能価額は、の価額よりも2割安い額ですが、入札しようとする方は、この額以上で入札することができます。オークションに例えると、最低落札価格に当たるものです。

保証金の額は、入札するときに必要な額で、の価額の2割以上の金額が定められています。この金額は、落札したときは、落札価額の一部に充当されますし、落札できなかったときは、すぐに返還されることになっています。例えば、裁判所が売却基準価額を1000万円と決めた場合、買受可能価額は800万円、保証金の額は200万円になります。

Q 裁判所の備え置き資料を見たあとはどのようにしたらよいのですか？

A 実際に、現地に行って自分の目でも確認することが大切です。ただし、基本的に敷地や建物の中には入れませんので御注意ください。

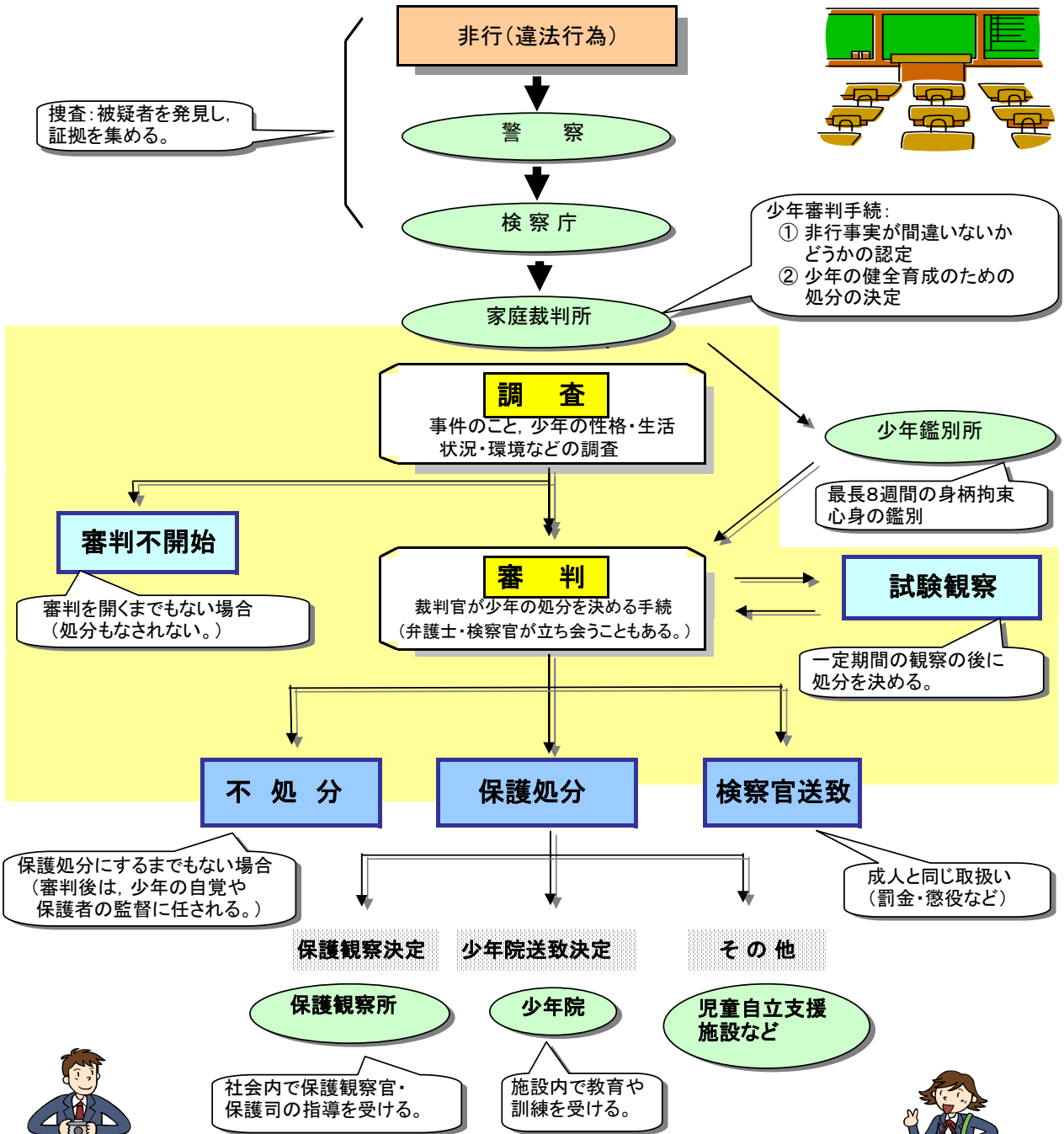
Q 一つの物件に対して、どのくらいの入札がされるのですか？

A 何十件という入札がされる物件もあれば、まったく入札がされない物件もあります。なお、まったく入札がされなかった物件は、一定期間、買受可能価額以上の金額で、早く買受申出をした人に売却する手続（特別売却といひます。）が行われることがほとんどですので、こちらの手続で購入するのも一つの手段です。

〔 詳しい手続は、各裁判所の不動産執行係でお尋ねください。 〕

裁判所手続案内 (家庭裁判所編 v o 1. 4)

少年審判手続の流れ



少年係担当者の仕事の紹介

裁判官
 少年や保護者の他、付添人、家庭裁判所調査官、保護観察官など、いずれも少年を保護・教育し、更生させる目的に協力する立場に立つ関係者の意見を聞いた上で、少年の将来を考えて処分を決めます。

家庭裁判所調査官
 少年・保護者との面接のほか、学校、児童相談所、少年鑑別所などとの連携を通じて、非行の原因や少年の性格、生育歴、環境、再非行の可能性などを調査し、少年の処遇について裁判官に意見を述べます。

裁判所書記官
 審判への立ち会い、調書の作成や当事者の呼出しなど、審判の進行に応じた事務処理のほか、送致された事件の法律的な点検を行う等、事件の進行管理や裁判官の判断を補助する役割を担っています。

裁判所事務官
 裁判所書記官や家庭裁判所調査官が行う事務の一部を補助したり、審判をスムーズに行うため、裁判所に出た少年・保護者、証人等の確認をしたり、必要な書類の準備や受渡しを行ったりします。

～法の日週間～

10月1日から7日までは法の日週間です。
法の日週間行事の一環として様々な行事を行いました。

10/3：山口地方・家庭裁判所

裁判所・検察庁・弁護士会の共催により、殺人事件をもとに裁判員制度（平成21年5月までに実施予定）を組み込んだ模擬裁判を行いました。裁判官役3名のうち2名を現役の裁判官（1名は司法修習生）が務め、検察官役1名、弁護人役1名についても同様であったため、本物の裁判さながらの進行となりました。裁判員役6名については、一般公募等により集まっていた方々です。



今回裁判員役の方々は、裁判官役（中央3名）を含み、両側に3名ずつ座っていただきました。

裁判員模擬裁判

無料法律相談

10/5：山口県弁護士会

裁判所・検察庁・弁護士会の共催により、無料法律相談が行われました。受付は当日先着順で行われ、山口県弁護士会の弁護士7名が個別に相談を受けました。40名募集していたところ、最終的には41名の相談者数となりました。同様に下関、岩国でも法の日週間行事としての無料法律相談が行われました。今後も、憲法週間（5月1日から7日）と法の日週間に同行事が行われる予定です。

出前講義

10/7：山口情報芸術センター

裁判官が裁判所外へ出張し講義を行う「出前講義」。法の日週間行事の一環として、「～もしもあなたが選ばれたなら～」という裁判員制度ビデオ（企画・製作法務省）の上映会、そして、上映後には、山口地方裁判所刑事部の武智裁判官による裁判員制度講演会を行いました。どちらも30人ほどの方々に参加していただきました。



パワーポイントを使用した説明会の様子

裁判員制度全国フォーラムin山口



ポイント解説

11月3日山口市熊野町のニューメディアプラザ山口で、裁判員制度全国フォーラムin山口が開催され、約230人の方々に参加していただきました。この「裁判員制度全国フォーラム」は本年10月から来年1月までの間、全国各都道府県（各地裁本庁所在地）で開催するもので、国民の皆さんに裁判員制度への理解を深めてもらうことを目的としています。

in山口と題した今回のフォーラムは、「刑事裁判についてのビデオ上映」、「裁判官による裁判員制度のポイント解説」、「有識者等によるパネルディスカッション」という三部構成で行われました。パネルディスカッション終了後には、いくつかの質問に答える時間が設けられました。寄せられた質問の中には、制度の内容についての質問の他、裁判員をすると報復される危険や数日間仕事ができないなどの負担があるのでは？といった疑問、評議の在り方についての積極的な意見など、様々なものがありました。山口地方・家庭裁判所では、今後も広報誌「COURTやまぐち」などを通して、裁判員制度についての情報を発信していきます。



パネルディスカッション

裁判所豆知識 NO.5 ～懲役と禁錮～

新聞等で見かける「懲役」と「禁錮」という言葉の違いをご存知ですか？

懲役と禁錮は、受刑者を刑務所に入れて自由を奪うことになる点は共通していますが、懲役は服役中に義務的な刑務作業（洋裁、木工等）をしなければならないのに対し、禁錮はそのような作業を科せられない点で違いがあります。

ただし、禁錮に処せられた場合でも、受刑者の求めがあれば、作業を行うことが許可されることが多いようです。